

会計

会社法

高額な子会社取得、臨時報告書で開示

10月から提出会社の純資産額が15%以上のケースなどが対象

要約

- オリンパスの粉飾決算事件を踏まえ、高額な対価により子会社を取得した場合は10月1日から臨時報告書で開示。
- 提出会社の業務執行を決定する機関が子会社取得を決定した場合で、子会社取得の対価が提出会社の純資産額の15%以上のときが対象。

企業内容等の開示に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令（平成24年内閣府令64号）が9月28日に公布された。売上高等の小さな会社に係る高額な対価による子会社取得について、金融商品取引法上の開示が行われていなかったとの指摘を踏まえ、開示対象子会社の範囲を拡大し、臨時報告書の提出を求めるというものだ。平成24年10月1日から施行される。

具体的には、①提出会社の業務執行を決定する機関が子会社取得を決定した場合であって、当該子会社取得の対価の額が提出会社の純資産額の15%以上となる時、②連結子会社の業務執行を決定する機関が子会社取得を決定した場合であって、当該

子会社取得の対価の額が連結会社の連結純資産額の15%以上となるときが該当する。

また、企業内容等開示ガイドラインも見直し、子会社取得の対価の額には、株式または持分の売買代金、子会社取得に当たって支払う手数料、報酬その他の費用等の額が含まれることを明確化。「一連の行為」には、子会社取得の目的、意図を含む諸状況に照らし、当該子会社取得と実質的に一体のものと認められる子会社取得が該当することを明記した。

そのほか、意見募集で寄せられたコメントに対する金融庁の考え方として、たとえば、関連会社を子会社化する場合で、機関決定から取得までの間隔が極めて近接しているときには、1つの臨時報告書に2つの提出事由（子会社取得、特定子会社の異動）を記載することができる旨が明らかとなっている。

また、臨時報告書の提出が必要となる「子会社取得」には、子会社の設立は含まれないこととされているほか、子会社の対価の額には、自己株式を対価として支払った場合も含まれるとしている。

お詫びと訂正 本誌468号（9月24日号）で掲載致しました「親会社の取締役は子会社の社外監査役になれず」の25頁左段下から5行目において、「また、すべての取締役および監査役について責任限定契約を締結できるようにする。……」とありますが、取締役の場合、「業務執行取締役若しくは執行役又は支配人その他の使用人であるもの」については責任限定契約を締結できないこととされています（「会社法制の見直しに関する要綱」第1部・第1・2(3)①）。謹んでお詫び申し上げますとともに訂正させていただきます。